

最近における3冊の著書の出版について

専修大学法科大学院教授 松岡啓祐

一 はじめに

最近、私は3冊の著書を相次いで出させて頂いた。『最新金融商品取引法講義』（中央経済社、2010年）、『最新会社法講義』（中央経済社、2011年）、そして、『企業取引に関する基礎的な法知識——商法総則・商行為法のやさしい解説』（財経詳報社、2011年）、の3冊である。その内容は、商法（商法総則・商行為法）・会社法・金融商品取引法の3つのいわゆる「企業法」分野について、それぞれ解説をしたものである。

そういった概説書はすでに多く出版されているところもあるが、そのなかでもこういった3冊の著書は、他の概説書とは異なる種々のユニークな特色を持っており、社会的なニーズがあるのではないかと考え、その製作を行い、出版させて頂いた。その共通の特色としては、『最新』『講義』『やさしい解説』といったフレーズが示すように、なるべく最新情報を盛り込みつつ、できるだけコンパクトにわかりやすく著述をするという基本的な方針を採っていることにある。理解を助けるための図やコラム・設例等も多用しており、重要ポイントが容易に認識できるように工夫している。

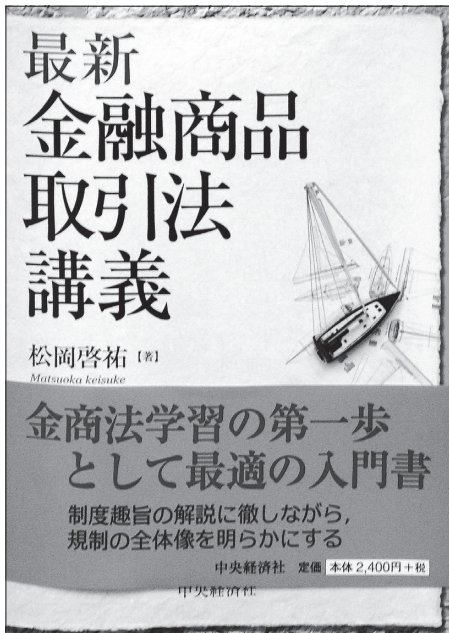
この点、従来の概説書には意外に新しい判例や学説・企業のトレンドといった情報が入っていないものがあり、また、非常に詳細で有益ではあるものの、厚く高価であり持ち歩くことも大変なものが多い。私自身も共著ではすでにいくつかの本を出版させて頂いてもいるが¹⁾、そのような諸事情から、タイムリーでかつ手ごろでわかりやすいテキストの必要性を講義等で以前から感じていたところ、出版社や周囲の研究者の方々等からの勧めもあって、出版させて頂くことにしたものである。

そこで、専修大学の今村法律研究室の室報担当の先生方からの熱心なお勧めもあり、関係者の方々に感謝しつつ、若干ではあるものの、それらの内容を紹介したい。そのなかで、それぞれの著書の特色や執筆の意図等に加えて、こうした著書の出版

にとって重要な背景となっている企業法を巡る近時の社会的状況・学問状況等について触れていくことにする。

二 『最新金融商品取引法講義』について

1. 執筆の趣旨



本書は金融商品取引法について、一般の学生や社会人を主な対象としてその内容を解説するものである。そしてまた、これまで様々な資格試験のアドバイスなども行ってきた経験を踏まえて、法律や会計・金融の専門家といった実務家、新司法試験や公認会計士試験等といった各種資格試験の受験生にも役に立つように意図している。とりわけ公認会計士試験においては、「企業法」として商法・会社法とともに金融商品取引法（主に情報開示の部分）についても必修科目になっている。なお、新司法試験においても金融商品取引法の内容は直接問われてはい

ないものの、しばしば商法の論文試験で金融商品取引法の用語が登場し、キー・ワードとして理解していた方が良いと思われる。

ここでまず金融商品取引法（一般に「金商法」と略される。英語表記は、Financial Instruments and Exchange Act, FIEA）は平成18年に規制の横断化・柔軟化等の観点から従来から存在する証券取引法を大きく改正し（平成19年に施行）、成立した金融・資本市場（証券市場）という巨大なマーケット・システムの基幹を支えるきわめて重要かつ公益性の高い法規である。平成18年に誕生した、この金融商品取引法はその形式は改正であるものの、実質的には新法の誕生とも言い得るものであった。金商法は別名、「投資サービス法」とも言われ、投資に関する基本法として位置付けられている。

そのため、その理解は各方面から求められているのみならず、広く一般の国民・

市民にとっても、その法的な知識の習得は重要な意義を持っている。金融・資本市場の社会的な影響力は、近時のわが国や世界各国の経済状況を巡るニュースを見れば明らかであろう。その一方で、学問的には、金融商品の説明義務や適合性の原則といった各種の勧誘規制等といった側面から、消費者保護法といった法分野とも密接な関わりがある。金融商品の販売を巡るトラブルの増加とその紛争解決の在り方（ADRの活用等）は現在、各種のメディアで取り上げられることも多くなっている注目テーマである。

2. 金融商品取引法の規制内容との関係について

こうした金融商品取引法のなかでも中心となる上場会社の株式の取引規制については、株式の大量取得・企業の買収（M&A）に関する公開買付規制（TOB）や、内部情報を利用したインサイダー取引、公認会計士の役割を含む不正な情報操作である粉飾決算等の法規制といった市場の公正を確保するための重要なルールを多く含んでいる。こういった種々のルールを含む金融商品取引法の目的については、従来の投資家保護から「公正な価格形成という市場の公正な機能の確保」といった方向に重点が移りつつある²⁾。

そうした重要性を持つ反面で、金融商品取引法の内容は相当に詳細かつ複雑である。そのため、わかりやすい講義用の教科書が求められてもいる。とりわけその条文の複雑さ・難解さはよく指摘される場所である³⁾。そうしたことから、本書では情報開示（ディスクロージャー）や不公正取引等といった基本的な制度趣旨の説明を中心としつつ、規制の全体像を網羅するというベーシックなスタイルをとることにした。また、重要なポイントが理解しやすいように各所に設例（ケース）や重要ポイント、主要争点、検討課題のテーマを付ける等の工夫をした。文章を読みやすくするという趣旨から注も原則として付けず、詳細な政令や種々の内閣府令についても重要なものに限定して引用している。

もっとも、解釈上のポイントや重要と思われる判例・事例は積極的に取り入れており、一歩進んだ応用的な学習内容についても配慮している。さらに、金融商品取引法は会社法とも密接な関連性があり、公開会社法としての側面も有するため、各所に会社法とリンクした解説（会社法の関連テーマ）や会社法を意識した説明を付している。

3. 今後の動向等

金融商品取引法は、国家経済に関わるきわめて公益性の高い重要法規である。そのため金融商品取引法はこれからも、大きな発展が見込まれている。いわゆる金融サービス法として、将来は銀行・保険といった分野も含む包括的な立法への飛躍も想定される。ただ、そうした流動的な経済状況等も反映して、近年特に改正や関連事例も多く、毎年頻繁な改正が行われている⁴⁾。今後も随時見直しが行われることが予想される。

さらに、関連法規も広範囲にわたるのみならず、実務や学説の議論も各所においてなされており、金融商品取引法を巡る様々な研究もいまだ発展途上にあるといえる。ライブドア事件や西武鉄道事件、オリンパス事件等といった著名な判例や行政事例等も次々に現れ、その位置付けについて慎重な検討作業が進められている。こういった状況を受けて、本書は質・量ともに完全ではないものの、最新の情報をできるだけ盛り込んだ現時点での金融商品取引法のコンパクトな解説書として、身近に置いて活用して頂くことを希望して作成に当たった。

なお、前述したような本書の性格上原則として詳細な注を付してはいないが、本書はこれまでに発行された定評のあるテキストや諸論文等の先行業績に多くを負っている。とりわけ早稲田大学の上村達男教授の諸論文等（市場法説ないし市場法理論）には、日頃から貴重な示唆を受けており、私自身もその見解に賛同することから、不十分ではあるものの、本書の内容にその見解について多く触れさせて頂いている⁵⁾。

三 『最新会社法講義』について

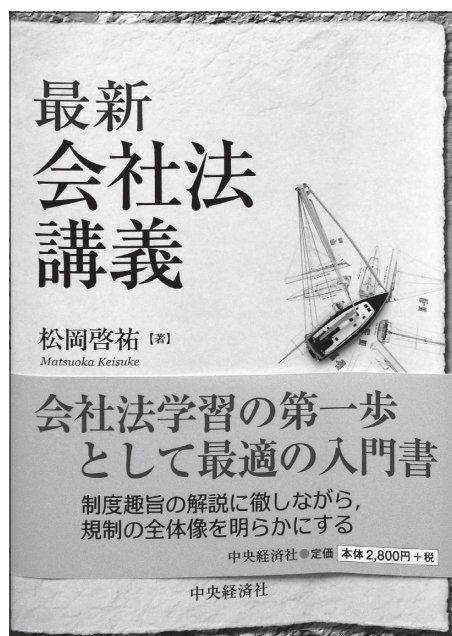
1. 執筆の趣旨

本書は、ここ数年において会社法の分野で非常に注目を集めている「公開会社法」制定の動向との関連性に重点を置いて、会社法の内容を解説したものである。先に見た『最新金融商品取引法講義』とともに活用すると、より会社法・金融商品取引法の理解が深まるよう工夫したものである。その意味でこの両方の著書はペアになっており、当初は同時に作成し、出版することも考えられたのであるが、同時出版は作業に要する時間的に考えても無理であり、その結果、約1年後の出版になった。

そこで、本書も前書の趣旨と同様に、一般の学生や社会人はもとより、法律や会

計・金融の専門家といった実務家，新司法試験や公認会計士試験等といった各種資格試験の受験生にも有用であるよう意識している。「会社法 (Corporate Law)」は周知のように，会社の設立・運営・再編・解散等といった企業活動をトータルに支えるきわめて重要な法規であり，その理解は各方面から求められている。企業の経済活動による影響を受ける広く国民にとっても，その法的な知識の習得は資本主義経済社会を理解するために不可欠である。とりわけ会社法を中心となる会社の「①設立，②運営，③活動のための資金調達，④財産管理のための計算・

会計，⑤合併や経営統合等の組織再編」といった種々の側面については，起業の健全化・株式や社債の発行・株主総会や取締役会等・決算・合併等の法規制といった企業活動の公正に関わる重要なルールを多く含んでいる。



2. 会社法の規制内容との関係について

このような会社法は，「株式会社 (Stock Corporation)」を主要な規制対象としているため，「株式 (stock, share)・株主 (shareholder)」というシステムの仕組みを巡るテーマが中心となる。規制内容としては，主に「①株主 (出資者) と②経営者，③会社債権者」という3者の適切な利害調整機能を通じた「会社運営の公正の確保」が中心的な目的と捉えられるようになっている⁶⁾。会社法はしばしば企業経営の最高法規と言われ，企業社会の制度的なインフラストラクチャー (社会基盤) であるから，経済学・経営学・会計学との接点も少なくなく，そうした点についても本書に適宜取り入れるように努めた。

その一方で，会社法の内容は詳細かつ複雑なため，前述したように既に多くのテキストがあるものの，わかりやすく最近の重要な論点を含むような講義用の教科書が求められてもいると感じていた。平成17年に制定された新しい会社法は979条に

も上り、そのほか、会社法施行規則や会社計算規則も相当数規定されている。そうした解説書作りの視点から、本書では企業の運営機関（ガバナンス）・資金調達（ファイナンス）・会計（アカウンティング）・組織再編（リオーガニゼーション）等といった基本的な制度趣旨の説明を中心としつつ、制度の特色を明確にし、規制の全体像をクリアにするという構成を取っている。

また、重要なポイントが理解しやすいように各所に設例（ケース）やポイント、争点、検討課題のテーマといったコラムを付ける等の工夫をした点では、前書と同様に際立った特色となっている。読みやすくするという趣旨から注釈は原則として付けていないことも前書と同様であり、会社法施行規則や会社計算規則等といった会社法に関する法務省令の内容についても重要なものに限定しつつ、主要なものは確実に取り入れるよう配慮している。

もっとも、解釈上のポイントや主要な判例・事例は積極的に取り入れており、一歩進んだ応用的な学習内容についても配慮している。さらに、私達の生活に身近な大規模上場会社に絡む側面では金融商品取引法とも密接な関連性や一体性があるため、各所に金融商品取引法とリンクした解説として「金商法の関連テーマ」や金融商品取引法を意識した説明を付している。この点、前述のように本書の姉妹書である『最新金融商品取引法講義』も適宜参照すると、「公開会社法」の理解に最適であるよう心掛けている⁷⁾。

3. 今後の動向等

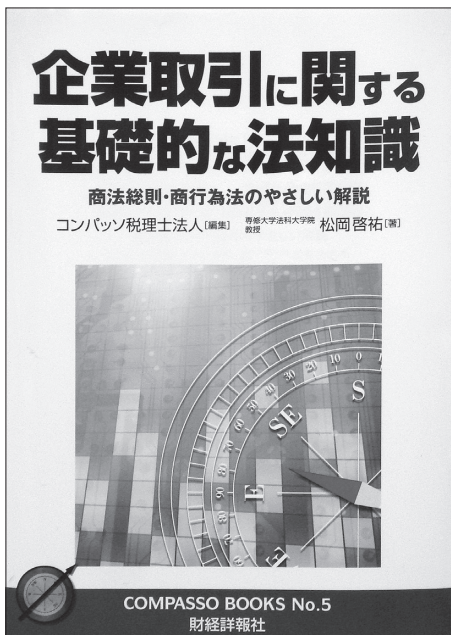
このように会社法は、国家経済・国民生活に関わるきわめて重要な法規である。そこで会社法は今後も、その重要性がますます高まっていくものと考えられる。ただ、近年特に改正の動きや重要な裁判例も目立ってきており、今後も随時見直しが行われることが予想される。現在法務省でそのような改正に向けた作業も進行中である。関連分野も広範囲にわたり、実務上の取り扱いや学説の議論もきわめて活発になされており、会社法を巡る様々な研究も継続的に続けられている。重要な判例も次々に現れ、企業買収の分野や取締役の責任の分野等において多くの判例法理が形成されている⁸⁾。

本書はそうした会社法に関する最新の情報をできるだけ盛り込んでおり、会社法のコンパクトな解説書として活用して頂くことを目的としている。それとともに、

会社法はロー・スクールにおいても主要な学習分野である。そうした会社法の学習においては基本書とともに、論述のトレーニングも必要であるが、その点は別に著書を出させて頂き、各方面で積極的に用いられている⁹⁾。なお、前述したように本書の性格上原則として注を付していないものの、本書についても前書と同じく既に出版されている定評のあるテキストや諸論文にその内容の多くを負っているところである。

四 『企業取引に関する基礎的な法知識——商法総則・商行為法のやさしい解説』について

1. 執筆の趣旨



本書は、商法分野のうち「商法総則・商行為法」をわかりやすく丁寧に解説したものである。「商法 (Commercial Law)」とは、前述のように企業関係を規律する基本法であり、ビジネス・ローの中心である。理論的には、商法を企業法と位置付けるのが現在の通説的な見解である (企業法説¹⁰⁾。

こうした商法においては、「営利性・迅速性・取引の安全の確保等」といった理念が、主な特色であり、そうした特色のうえに健全かつ公正な企業活動の確保を図ることが重要な法目的になる。日本の経済社会ないし企業社会においては

様々な「企業活動」が展開されているが、その制度的基盤をなすのが商法であるため、商法を理解することは広く国民にとって重要な意義を有している。商法は基本六法のひとつであり、周知のように民法と並ぶ私法の主要分野である。そこで、商法と民法は相互に影響を及ぼし合っており、民法の学習においても商法の理解はきわめて有用であると考えられる。

2. 商法の規制内容との関係について

そのような商法の具体的な規制内容としては、第1に、「商法総則」の分野においては、商業登記による公示や商号・商業使用人・商業帳簿・営業譲渡等といった企業の活動に欠かせない基本的な制度の仕組みが定められている。第2に、「商行為」の分野では、商取引の利率・時効等といった民法の一般原則に対する商行為法の総則のほか、商事売買の成立等のルールや、仲立・問屋・運送・場屋・倉庫といった各種の営業形態に特有のルール、交互計算・匿名組合という商法独自の制度が設けられている。

このうち商法総則と会社法総則との関係については、注意を要する。わが国において平成17年に会社法が制定された際、会社法としての完結した体系を作るという観点から、会社法総則にも商法総則とほぼ同様の規定が置かれたためである。そうした状況を考慮し、本書では会社法総則の内容も含めて扱っており、会社法の一部の概説書という側面も大きくなっている。この点、最近の会社法の概説書では、会社法総則は省略しているものも多く、会社法総則は商法総則と併せて学習することが一般的になってきている。もとより現行法上形式的には、商法と会社法は別個に規定されるようになってきているものの、両者は実質的には広義の商法を形成するものであり¹¹⁾、新司法試験等でも商法の試験科目の中心的な内容は会社法になっている。

3. 本書の活用の仕方等

また、本書は、コンパクトな形でわかりやすく商法を説明することを第一の目的としているとはいえ、その内容には「高度で最新の重要ポイント」についても多く含んでいる。例えば、最新の注目すべき判例もなるべく取り入れているうえ、各所に【設例】を設けることにより、読みやすい形で法的思考力（リーガル・マインド）・法的センスの養成を図っている。

したがって、企業関係者のほか、大学の講義や広く資格試験（法学検定試験、公務員試験、公認会計士試験、新司法試験等）にも活用できるようにハイレベルな内容になるよう工夫している。さらに、より発展的な学習をする場合には、各種の判例集（江頭憲治郎＝山下友信編『商法（総則・商行為）判例百選』（有斐閣）等）を本書と併用することなども想定している。実際に、ロー・スクールの現場においてもそのような活用が進んでいるところである。

このような本書の企画は当初から、コンパッソ税理士法人と筑波大学大学院の大野正道教授が進めておられるコンパッソブックス・シリーズの一環として、社会的な意義が大きいものとして企画されたものである。そのため、若干字数が制限されており、前書と比べると大分コンパクトではあるものの、実務に携わる方々に有用であるとともに、一般の市民や学生の講義用にも役に立つよう考慮し、実際に広く用いられつつある。

五 結びに代えて

このように幸いにも最近、3冊の概説書を出版することができた。関係者の方々には、深く感謝したい。いずれの著書も早速それぞれ各方面で紹介されており、今のところ好意的に受け止められているようである¹²⁾。そして、法律実務家や資格試験の勉強などの様々な側面で活用が進んでいる。とりわけロー・スクールでは、これらの著書が受講生との間におけるより良い対話の契機になっており、喜ばしく感じている。さらに、商法分野は理論のみならず、優れて実務的な側面も有することから読者の範囲も相当広く想定される場所である。

とはいえ、こういった商法・会社法・金融商品取引法といったいわゆる「企業法」分野の法律は、今後も頻繁な改正が予想される。前述したように、商法・会社法は新しい会社法が制定されるなど平成17年に大きな動きがあり、金融商品取引法も平成18年に大改正により成立したものである。企業に関わる法制度は、経済とも密接な関係性を有することから、そうした改正が引き続きなされていくことはその性質上なかば永遠の宿命的なものといえる。特に金融商品取引法はここ数年だけでも毎年改正されており、そのフォロー・アップは大変なものがある。また、商法総則・商行為法については、近い将来行われる民法の抜本的な改正の影響を受けることになり、全面的な見直しが数年後には必要になる。会社法も未確定ではあるものの、数年前から「公開会社法」の制定作業が検討中である。できる限り、そうした動きを押さえ、読者のニーズに応じていきたい。

他方、こういった概説書の出版をすると、研究書の方もしっかりと出していくことも求められる。研究論文等については継続して各方面に掲載してきているが、やはりまとまった研究書も重要であり、今後概説書とともに、そういった方向でも充実を図っていきたいと考えている。

- 1) 私自身を含む共著による商法・会社法等の概説書としては、黒田清彦ほか著『レクチャー現代会社法』（法律文化社、2009年）、藤村知己＝中村信男編著『現代商法講義〈1〉商法総則・商行為法』（北樹出版、2004年）等がある。
- 2) 上村達男『会社法改革——公開株式会社法の構想』（岩波書店、2002年）49頁。
- 3) 例えば、近藤光男＝吉原和志＝黒沼悦郎『金融商品取引法入門〔第2版〕』（商事法務、2011年）の「初版はしがき」を参照。
- 4) なかでも裁判外の紛争解決に関する大きな近時の改正については、拙稿「金融商品取引法上の金融ADRの改正の意義と問題点」専修ロージャーナル6号（2011年）115頁を参照。
- 5) この点、上村達男教授の編著による『金融商品取引法』の解説書が近い将来出版される予定であり、私もその共同執筆者の一端に加えて頂いている。
- 6) 若干異なるニュアンスではあるものの、会社法の代表的なテキストである、神田秀樹『会社法〔第13版〕』（弘文堂、2011年）28頁は、会社法（株式会社法）について「各種の利害関係者の間の利害を調整する私法的ルールであるが、とくに、出資者である株主と会社債権者の合理的期待を保護し、健全で円滑かつ効率的な企業活動を可能とすることが、その規整の目的である」としている。こうした関係者の利害調整の原則と株主の利益最大化の原則との関係については、同じく会社法のスタンダードな概説書となっている、江頭憲治郎『株式会社法〔第3版〕』（有斐閣、2009年）20頁を参照。
- 7) 公開会社法の理念とその具体的な内容については、全体として上村・前掲注2)を参照。また、最近の日本私法学会における解説としては、上村達男「Ⅱ 会社法制と資本市場——解釈論上の問題点を踏まえて」商事法務1940号（2011年）7頁以下がある。
- 8) 昨年度の重要判例のうち、会社法の役員等の責任と金融商品取引法については、法律時報5月臨時増刊『判例回顧と展望2010』（日本評論社、2011年）109頁以下の商法の項目において執筆を担当させて頂いた。また、酒巻俊雄＝尾崎安央編著『会社法重要判例解説〔第3版補正版〕』（成文堂、2008年）においても、複数の判例の解説を受け持っている（36番、95番、96番、99番、100番）。
- 9) 中村信男＝受川環大編『ロースクール演習会社法〔第2版〕』（法学書院、2010年）。
- 10) 青竹正一『特別講義・改正商法総則・商行為法〔第2版〕』（成文堂、2008年）4頁、弥永真生『リーガルマインド商法総則・商行為法〔第2版〕』（有斐閣、2006年）1頁。
- 11) 近藤光男『商法総則・商行為法〔第5版補訂版〕』（有斐閣、2008年）3頁。
- 12) 『最新金融商品取引法講義』については、王子田誠「書評」月刊監査役580号（2011年）93頁を参照。